

学校法人北里研究所内部監査規程

平成15年 9月19日 制定

平成20年 4月 1日 改正

平成28年11月 1日 改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北里研究所の内部監査について定めるものとする。

2 内部監査は、業務の適正な執行を図るとともに、経営効率の向上及び業務の改善に資することを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査は、本法人全般の業務を対象とする。

(監査室)

第3条 内部監査を行うため、理事長直属の監査室を設置する。

2 監査室に、職員若干名を置く。

(監査員)

第4条 内部監査を行うため、必要な監査員を置くこととし、理事長がこれを任命する。

2 理事長は、監査員の中から主査を任命する。

(監査計画及び実施)

第5条 監査を実施するときは、監査室が作成する監査計画について、理事長の承認を得るものとする。

2 監査は、定期又は必要に応じて随時実施する。

(監査員の権限)

第6条 監査員は、監査実施に当たって関係者から書類の閲覧、提出及び説明を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第7条 監査員は、実施した監査の内容、結果及び必要と考えられる事項について監査調書を作成し、保存しなければならない。

(監査報告書)

第8条 監査終了後、監査員主査は、理事長に監査の結果を文書で報告しなければならない。

(監事の報告書閲覧の申出)

第9条 監事から監査報告書の閲覧又は提供の申出があったときは、理事長は、これに応ずることとする。

(遵守事項)

第10条 監査員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監査は、事実に基づいて行い、その結果についての判断は、公正な立場から行うも

のとする。

(2) 監査の結果、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(実施要項)

第11条 監査実施上必要な細目については、別に定める実施要領による。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成15年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。